

内閣参質一七七第二五九号

平成二十三年八月二十三日

内閣總理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡武夫殿

参議院議員紙智子君提出サハリン（旧樺太）少数民族戦没者の戦後補償に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員紙智子君提出サハリン（旧樺太）少数民族戦没者の戦後補償に関する質問に対する答弁書

一の 1 及び 2 について

政府においては、平成八年十一月に「樺太・千島戦没者慰靈碑」を建立し、少数民族の方を含め、その地域の戦没者全体の慰靈を行つてきているところであるが、御指摘の経緯については、現時点では確認できなかつた。また、同慰靈碑は、御指摘の「シベリアや日本」での死没者については対象としていない。

一の 3 について

御指摘の民間の慰靈碑の建立に対しては、政府は、その費用を支出していない。また、同慰靈碑への政府による慰靈巡拝は行われていない。

一の 4 について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十一年十一月八日内閣参質一七三第七九号）一の 2 についてでお答えしたとおりである。

二の 1 について

現時点まで、外務省欧州局ロシア課において、「サハリン先住民族及びその他の北方民族被抑圧者名簿」

と題する名簿並びに「ボドペチニコフ作成「名誉回復者」名簿に基づくポロナイスク地区関係者40名一覧表・名誉未回復関係者33名一覧表」と題する一覧表、「サハリン州ポロナイスク地区先住北方少数民族被抑圧者名簿(1)」及び「サハリン州ポロナイスク地区先住北方少数民族被抑圧者名簿(2)」と題する名簿を管理している。

二の2について

政府としては、御指摘の「サハリン少数民族の旧日本軍従軍の事実」について、調査することは考えていない。

三について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十年四月三十日内閣参質一六九第一一二号）二の2についてでお答えしたとおりである。